

平成 30 年 9 月 11 日

関係機関 各位

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課  
担当 水谷・鈴木（972-2516）

### 障害児通所支援事業所の指定の取消しについて

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき行政処分（指定の取消し）を行うこととしましたので、ご報告いたします。

#### 記

#### 1 事業所の概要

|                    |                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人名及び代表者名<br>(所在地) | 株式会社 ふあいん<br>代表取締役 児玉 圭司<br>(名古屋市中川区供米田二丁目 103 番地)                                               |
| 事業所名<br>(所在地)      | 放課後等デイサービス ふあいん中川あじさい園<br>(名古屋市中川区大当郎二丁目 1501 番地)                                                |
| 事業種別               | 放課後等デイサービス                                                                                       |
| 定 員                | 10 名                                                                                             |
| 指定年月日              | 平成 29 年 12 月 1 日                                                                                 |
| 参 考                | ○放課後等デイサービス<br>学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に<br>対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための<br>訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。 |

#### 2 処分の内容及び年月日

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 決定した処分 | 処分年月日               |
| 指定の取消し | 平成 30 年 9 月 11 日（火） |

### 3 処分の原因となる事実

(1) 不正な手段による指定申請（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

児童指導員として常勤勤務すべき者、保育士として常勤勤務すべき者及び児童指導員として常勤以外で勤務すべき者を配置できないにもかかわらず、不正に法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。

(2) 虚偽の変更届（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号）

児童指導員が勤務していない状態にもかかわらず、勤務しているものとして変更届を作成し、提出した。

(3) 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

児童指導員等の従業者の配置基準を満たしていないにもかかわらず、満たしているものとして報酬を不正に請求し、受領した。

### 4 処分に伴う返還金額

| 違反認定時期                          | 不正請求金額      | 加算金         | 合計金額        |
|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 平成 29 年 12 月から<br>平成 30 年 5 月まで | 3,078,531 円 | 1,231,412 円 | 4,309,943 円 |

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させる。（法 57 条の 2 第 2 項）

## 児童福祉法

### ○第二十一条の五の二十四

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(一) ～ (四) 略

(五) 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

(六) ～ (七) 略

(八) 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

(九) 略

(十) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

### ○第五十七条の二

(一) 略

(二) 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。